

令和8年度  
名古屋市

# 空き家総合相談会

空き家について  
お困りではありませんか？

参加費  
無料

予約  
優先  
(先着順)

※予約は一組一枠限り  
とさせていただきます。

## 対象

名古屋市内に空き家を所有する方・所有予定の方、その親族の方  
近隣の空き家にお困りの名古屋市民 など

## 第1回

令和8年  
日時 **7月29日** 水  
13:00～16:00

会場

**中村区役所**  
2階 集合会議室A

相談員 宅地建物取引士・司法書士

予約受付 令和8年6月1日(日)10:00から6月30日(火)17:00まで

定員 15組 (一枠30分)

## 第2回

令和8年  
日時 **11月10日** 火  
13:00～16:00

会場

**昭和区役所**  
6階 第1会議室

相談員 宅地建物取引士・税理士・行政書士

予約受付 令和8年9月1日(火)10:00から9月30日(水)17:00まで

定員 10組 (一枠30分)

## 第3回

令和9年  
日時 **1月19日** 火  
13:00～16:00

会場

**西区役所**  
3階 相談コーナー1・2

相談員 宅地建物取引士・弁護士・土地家屋調査士

予約受付 令和8年11月2日(日)10:00から11月30日(日)17:00まで

定員 10組 (一枠30分)

※各回で異なる分野の専門家が対応します。相談の例など詳細は裏面をご覧ください。

### 参加団体【協定締結順】

愛知県司法書士会・愛知県土地家屋調査士会・愛知県弁護士会・  
(公社)愛知県宅地建物取引業協会・名古屋税理士会・  
(公社)全日本不動産協会愛知県本部・愛知県行政書士会

お問い合わせ  
お申し込み 名古屋市 スポーツ市民局 地域振興課

予約電話番号 **052-972-3126**

(受付時間 開庁日の 10:00 から 17:00 まで)  
※予約は各区役所では受付けておりませんのでご注意ください

# ご予約・ご相談の流れ

## ① 電話で予約する

実施回によりご相談いただける  
専門家の組み合わせが異なります。  
相談の例を参考に、ご希望の回に  
お申し込みください。

お気軽に  
ご相談  
ください



※ご予約の際に、相談されたい内容について簡単な聞き取りを実施します。

## ② 後日、相談時間をご連絡します



※開催の1週間前までに  
相談当日の時間の案内がない場合は、  
地域振興課(052-972-3126)まで  
お問い合わせください。

## ③ 相談会場へ行く



※当日は資料をお持ちいただくと、  
スムーズにご相談いただけます。  
※ご来場は公共交通機関をご利用ください。

## 相談の例

### 第1回 宅地建物取引士 司法書士



相続した空き家を  
売却したい  
(貸し出したい)が、  
どうしたらいい?

相続登記を  
するためには、  
どのような対応が  
必要?

## 相談員(主な専門分野)



### 宅地建物取引士

不動産の売買、賃貸、  
解体、管理など



### 司法書士

相続手続、土地・建物の  
所有権移転登記など

### 第2回 宅地建物取引士 税理士 行政書士



空き家をどうするか、  
維持費と税負担を  
踏まえた判断をしたい

空き家を  
相続したときに  
税金はどれくらい  
かかる?

相続した空き家を  
売却したが、  
税制優遇はあるのか?



### 税理士

税に関する相談など



### 行政書士

行政機関への  
申請手続きなど

### 第3回 宅地建物取引士 弁護士 土地家屋調査士



空き家を  
どうするか、  
相続人同士で  
意見が合わない

地主に空き家を  
撤去するように  
言われたが、  
どう対応すればいい?

空き家を  
売却したいが、  
隣地と境界で  
揉めている



### 弁護士

法律上の問題や  
権利関係の整理など



### 土地家屋調査士

土地の測量、  
境界の確定など

## 補足事項

※オンラインによる対応が可能な場合があります。希望される方は予約受付の際にお問合せください。

※予約受付期間後も、空き状況に応じてご相談の予約に応じられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。